裁判へのご支援・ご協力を!
2015年04月09日　39号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　　道　生　連
電　話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒ　－　ﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

３月２５日の第１回口頭弁論での大畑實さん（河東郡音更町）の口頭弁論を紹介します。

生活保護利用の経過と人間としての自由と権利が保障されることを願って陳述します。

私は、１９３０年１２月生まれですが、父母の顔は知りません。父は、生まれる前に、母は私を生んで４５日で亡くなったとのこと。９人の子供の末子の私は母方の伯父の家に引き取られました。伯父の家も５人の子供がおり仕事も農業や日雇い労働、馬追いなど不安定な収入状況で大変貧しい生活でした。

私の人生は大きく分けて二つに分けられます。明治憲法、絶対的天皇制のもとでの１５年、軍国主義教育と戦争の中で育ちました。
私が小学４年生の１０月頃突然、家が借金で夜逃げをして人の少ない山に炭焼きに転職しました。炭焼きというのはその山に原木がなくなると次のところに移動します。私は小学６年生の秋から新しい山に移り家の手伝いをして学校に行きませんでした。義兄が徴兵されたためでした。つまり義務教育未修学です。

私の生活保護利用の経緯と生活状況を述べたいと思います。私は敗戦後は、学歴も知識や技能もなく不安定な労働者として低収入の生活で国民年金は減免、厚生年金も１４年かけて受給資格がつき７万円少々と妻は年金１万７千円と給付金２万３千円です。生活保護利用は、以前私が勤務していた日本共産党からの援助金が平成２２年５月からなくなり生活に困窮したため申請しその差額を受給しています。現在保護費は年金と合わせて１１月から３月までの家賃を含めて２０万２６６円、４月から１０月までは１６万９１２０円です。妻は３０才代から難病のリュウマチになりました。私は現在地での借家ですが地域が丘陵でバスもきていません。ですから車がなければ生活ができません。生活保護利用以前から使用していた車は保護利用後も条件つきで認められましたが修理代が１０万円もかかるので廃車としました。現在の軽自動車は扶養者名義のものを借用すること、ただし、その維持費は障害加算でまかなうということ等で通院等での使用をすることで認められています。車は、貨物自家用バンで２年で車検の更新、自賠責共済、任意保険、税金、タイヤ春、夏の交換、タイヤの更新、オイル交換、修理費、ガソリン代とかの維持費は月額にすると２万５千円が、かかります。

私も妻も腎臓不全で血液透析を週３回音更町の「とかち泌尿器科」と、また、「とかち内科循環器科」に月２回の定期検診を行っています。私の家から往復８キロあります。また、整形外科に週２回と神経内科、眼科などに通院しており、妻はリュウマチで帯広厚生病院と音更町内の眼科などに通院しています。

私の現在の透析状況ですが、昨年８月ころから右肩に痛みが感じるようになり透析のときには身に耐えられない激痛がおきています。この間、血圧も降下し意識も低下します。妻は血圧が高くなったり、低くなったりとなっています。ですから、透析の日は疲労感が大きく家での食事の調理はできず、結局、食事も既成品が多くなります。しかし、透析患者は、塩分や水分を多くとってはいけないのです。

音更町は生活保護級地３級地の１の生活保護費です。生活扶助１類の基準を日割りすると９００円です。新聞も本も買えません。たまには生の演劇や歌も鑑賞したくても、この基準において人間らしい健康で文化的な生活はできません。国は生活保護費より低収入の人が多くいる、その底辺の人とくらべて、生活保護費を３年連続で引き下げることは認められません。私は８４歳になりますと友人・知人の訃報が多いのですが、お葬式など香典も用意できず、お参りもできません、欠礼しています。

朝日茂さんが人間裁判として主張した人間らしい生活とはなにか、今、こうして「新・人間裁判」として、日本国憲法の生存権と幸福追求の権利の立場から納得できる判断を切望して私の陳述をおわります。